

福祉環境委員会記録

令和2年6月22日(月)

09時58分～12時28分

全員協議会室

【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議長・委員外議員】西川議員、野藤議員、芦谷議員、牛尾議員

【福祉環境委員会 所管管理職】砂川副市长

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、藤井地域福祉課長、

久保健康医療対策課長、湯浅健康医療対策課副参事、

龍河子育て支援課長

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、井上保険年金課長、野田環境課長、

森脇税務課長

【事務局】中谷書記

議題

1 議案第46号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

2 議案第47号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

3 議案第49号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

4 陳情審査

(1) 陳情第152号 新型コロナウイルス感染症関連の支援制度について対象者に等しく給付されるよう要望する陳情について

【賛成多数 採択】

5 執行部報告事項

(1) 令和3年度国県重点要望事項について 【健康福祉部】

(2) 浜田市高齢者福祉計画・浜田市障がい福祉計画・浜田市障がい児福祉計画の見直しについて 【地域福祉課】

(3) がん検診の現状について 【健康医療対策課】

(4) 令和2年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について

【保険年金課】

(5) (仮称) 島根風力発電事業の風車配置の見直しについて 【環境課】

(6) 令和2年度 個人市民税の当初賦課の状況について 【税務課】

(7) 令和元年度 市税徴収率について 【税務課】

(8) その他

(配布物)

・浜田市人口状況 (R2.2月末～4月末)

【総合窓口課】

6 所管事務調査

(1) 新型コロナウイルス関連で市民から寄せられている声について

【子育て支援課】

(2) ごみ収集における新型コロナウイルス感染症対策について

【環境課】

(3) ごみの不法投棄の状況について

【環境課】

7 その他

【議事の経過】

(開 議 09 時 58 分)

柳楽委員長

ただいまから、福祉環境委員会を開会する。ただいま出席委員は8名で定足数に達している。本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、執行部の出席者は、議題に関係のある部課長のみとなっている。
 それでは、本委員会に付託された、3つの議案と陳情1件の審査に入る。

1. 議案第46号

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明はあるか。
 (「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

佐々木委員

今回の概要を読むがなかなか理解できない。簡単に言うとどういうことか。

子育て支援課長

内閣府の基準の一部改正に伴い、市の条例の一部を改正するものである。地域型保育事業は、浜田には認可されている施設はない。地域型保育とは、原則として0歳児から2歳児が対象になっている。2歳から3歳になった時の保育所、幼稚園等の受入れ施設の確保は各事業所が行うとなっていたが、条例改正により、つなぎの役割を市が優先して取り扱うことになり、事業所の負担を軽減するものである。

佐々木委員
 澁谷委員

非常に良い改正である。
 浜田市には特定地域型保育事業者がないが、法律の改正によって条例を改正するだけということか。

子育て支援課長
 柳楽委員長

そういうことになる。
 他にあるか。
 (「なし」という声あり)

2 議案第47号

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明はあるか。
 (「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

澁谷委員

議案第46号とどこが違うのか。

子育て支援課長

ほぼ同じ内容となる。概要第1のところ、家庭的保育事業者とは、家庭的な雰囲気のもと、定員5人以下の少人数の子どもを対象に保育を行う。通常、保育ママと呼ばれる。事業者により保育の提供を受けていた乳幼児が2歳から3歳になった時のつなぎを市が優先し

て取り扱うことで事業所の負担を軽減する。

2つ目の居宅訪問型保育事業者は、保護者の自宅で1対1で保育を行うもの。保護者の就労等の理由のみでなく、疾病や疲労その他さまざまな理由により家庭で乳幼児を保育するのが困難な場合にも利用を可能とするもの。例えば、夜間に就労する方は日中休息する必要があるが、そういった時間も保育が可能であることを明確化している。

澁谷委員
子育て支援課長
柳楽委員長

1と2に該当する事業者は、浜田市にどれくらいあるか。
現在、認定している事業者はない。
他にあるか。

(「なし」という声あり)

3 議案第49号
柳楽委員長

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

岡本委員

以前、高学年が少し減ってくる環境について聞いたことがある。定員が増えているのは次年度を考慮しているのだろうが、次年度にこの定数にならなかつたら体制的にふたば学級の支援員の数に影響するだろうが、このことについての考え方、条例の定員に到達しなかつたら以前どおりの状態でやっていくのか。

子育て支援課長

現在ふたば学級に在籍している児童は78人いる。今後の増減はわからないが、実際に受け入れた人数によって支援員は適した人数を配置する。

岡本委員

ということは、あくまで80人がラインだから、80人を下回っていればそのままいくということか。それとも、78人は80人に近いので、この条例に従って体制を作っていくのか。

子育て支援課長

現在の定員に応じた改正としている。

岡本委員

80人に改正されるが、到達しない場合は従来どおりの体制か。

子育て支援課長

到達しなくても基本的には今と同じ体制で開始する予定である。その後減少するかは、その時の状況によって配置を考える。

岡本委員

今の体制ということは、80人が確定した状態で体制を作るのか。人数の確定の仕方としては、何十人に何人という計算なのだろうが、このことをお尋ねする。

子育て支援課長

1つの学級に対し2人以上の支援員を置くという基準はあるが、明確な定めはしていないので、これまでの運営の状況を見ながら配置していく。

岡本委員

50人だったら何人で、80人だったら何人か。

子育て支援課長

そういう定めは条例にはないが、内規があり、例えば50人程度なら3人の支援員配置という基準がある。

岡本委員

来年度はここへ来る子どもが減るのではと前回話している。来年は80人を想定しているが、そこに達しなければ、人数の状態は80

- 子育て支援課長 人体制にはならないのではないかとお尋ねしているのだが。
- 岡本委員 内規では児童 51 人までしか規定がないが、80 人に達することがないとしてもそれに適した支援員を配置をすべきと考えている。
- 子育て支援課長 条例上 80 人と決めるけれども、人数を増やす体制にするということ。
- 岡本委員 現在は、原井小の体育館の上に 3 カ所に分かれて子どもたちをみているが、今後の場所はみなとこども園の中の 1 階と 2 階を保育室にする予定である。その中で学年をどのように分けるかはまだ決まっておらず、これから協議する。どのように支援員を配置するかもこれからである。
- 子育て支援課長 これは、みなと保育園の放課後児童クラブを受けていただく中で、78 人現在いるので、80 人を想定して条例上出しておく。それに伴う支援としては助成金を出す、だから人数の増減によるのではなく決めてかかって、補助金を出すということか。
- 田畑委員 そういうことになる。
- 子育て支援課長 現在 78 人おり、原井小では難しいから誠和会にお願いする、そのためには定員の条例改正が必要で、80 人にしておこうと。それはそれで良いが、児童クラブの場所が誠和会に変わる。当然浜田市と誠和会の間で契約をされると思う。その時に、原井小から誠和会に行くまでの道、県道を通るので比較的通行量も多い。クラブに行く児童の安全対策についてどのように考えているか。
- 田畑委員 原井小からクラブへの道は、学校と協議している。正面玄関から出る道と裏側からの出入り口それぞれからの通路を確認した。今、原井小の先生方と協議中である。支援員に迎えに行ってもらい、クラブまで一緒に歩いて行くことも想定している。
- 子育て支援課長 誠和会の支援員が学校まで迎えに行き、安全に施設まで誘導するとか、何らかの安全を担保しておかないと、子どもに事故があってはならない。委託料に含まれるかどうかは別として、十分に協議して子どもの安全確保について対応していただきたい。
- 田畑委員 今まで体育館でやっていた事業を誠和会の施設が空いたので、そこを使わせてもらおうと。定員 80 人に拡充されるが、3 階建ての 1 階と 2 階を確保し、十分 80 人できるということであろう。この施設は借り上げで市が担保されるのか、単純に何もなく借りるのか。どういいう賃借の関係か。
- 子育て支援課長 この事業は委託になる。今、乳児室とほふく室で使っておられる建物を奥の方に新築されたので、そこにそれらの部屋を移して、そこを 10 月からはクラブの部屋として使う。
- 子育て支援課長 佐々木委員 誠和会が雇う支援員か。
- 子育て支援課長 支援員については、今の支援員の中でも主任支援員はこれまでのものを引き継いでもらい、なるべく混乱が起きないように委託から半年間は市から派遣する。今後も委託先への勤務を希望される場合は今の支援員に新しいクラブで勤務してもらおう。市の直営のクラブ

- での勤務を希望の場合は他のクラブへ異動していただく。
- 岡本委員 委託費について。運営費がいる。施設の借り上げについて正式な回答は今なかったが、維持管理費用も全て委託料の中に入るのか。委託料とは純然たる子どもに関係する部分だけを見るのか、施設も含めて見るのか。
- 子育て支援課長 委託なので、委託費を払った後は人件費や施設運営費に使うかは委託先での使用用途になる。
- 岡本委員 その考え方は違うと思う。委託の中身は人件費や細かいものの積み上げで決まるものである。受ける側の採算が合わなければ、うちはやりませんということになってしまうので。
- 澁谷委員 放課後児童クラブについては、石見小で新しく建設され、その前は三階小で建設された。ただ支援員がなかなか見つからない等問題があった。前の課長は委託を推進していきたいと繰り返し述べておられた。今回はたまたま受け手がいたから委託になったのだろうが、これからも進められるのか。
- 子育て支援課長 今後も民間委託は進めていく方針である。保育施設、委託の受け入れ可能などところを調査中である。密度の高いクラブや、老朽化して修繕が必要なクラブもあるので、そこを優先的に進めていく必要がある。
- 澁谷委員 行政側がそのように思っている、受け入れ法人があるとは限らない。当初予算であげてあるから、今回は条例改正のみという理解でよいか。
- 子育て支援課長 今年度は原井小のふたば学級委託に関するものだけ予定しており、その他はこれから協議を進める。
- 村武副委員長 主任支援員は半年間は市から派遣と言われたが、その他の支援員は残るのか。
- 子育て支援課長 それはこれからの協議による。委託先での勤務を希望されれば、そちらになるし、直営のクラブで働きたいということであれば他のクラブへ異動していただく。給与の関係など条件が異なってくるので、そのあたりを見ながら支援員に判断いただく。10月にいろいろなことを含めて異動を予定している。
- 村武副委員長 現在おられる支援員が移らない場合は、誠和会からの支援員になるのか。
- 子育て支援課長 委託先で確保していただく。
- 村武副委員長 一番大切なのは子どもや保護者の気持ちである。説明はされているのか。
- 子育て支援課長 保護者への説明はこれからである。
- 村武副委員長 10月からとのことなので、遅いのではと感じる。コロナ等もあったので難しい部分もあったかと思うが、子どもたちや保護者の気持ちを一番に考えて、きちんと理解していただけるよう説明をお願いする。
- 10月まで少ししかないが、誠和会側は、放課後児童クラブを運営

子育て支援課長 していく上での準備、支援員への研修等は進んでいるのか。
環境面においてはトイレの改修や浄化槽の工事などの対応をしてもらっている。支援員への研修は、県主催の研修を市が案内して受けていただくことになっている。誠和会からの積極的な研修ということまでまだ詰めていないが、今年度も昨年度より多い回数で行われることになっているので、引き続きご案内する。

村武副委員長 条例改正後からになるのかもしれないが、今までの支援員はかなり研修に力を入れてされているので、それなりのスキルを持っておられると思っている。委託をしたから支援員のスキルが落ちたといったことのないように、子どもたちに影響が出るのでしっかり願います。

柳楽委員長 その他にないか。
(「なし」という声あり)

4 陳情審査

(1) 陳情第152号 新型コロナウイルス感染症関連の支援制度について対象者に等しく給付されるよう要望する陳情について

柳楽委員長 参考のため執行部に確認しておきたいことがあるか。
沖田委員 浜田市の児童扶養手当は、もらっていない世帯は何世帯くらいあるのか。

子育て支援課長 6月分の児童扶養手当受給者は430世帯だが、受給していない世帯は市では把握できていない。

沖田委員 漏れている方にも均等に支援をすべきというのが陳情の趣旨である。所得制限で仮に漏れていても、今年度、4月から6月の所得が下がっている世帯はかなり多いと思う。令和2年度の所得ならもらえる可能性のあるものが、この状況下でもらえないのは不公平に思う。そういう観点からこの陳情に賛成する。

佐々木委員 児童扶養手当をもらっていない世帯数がかかめていないとのことだが、概数なら住民票上で一人親世帯の数に分かるのではないか。

子育て支援課長 児童扶養手当を申請されて、所得制限額を超えているため全部停止している方は把握でき、4月末時点で34人おられる。この方々は申請手続きをされた上で停止なので把握できる。その他は、ひとり親になった時に基準を当てはめて、手当がもらえないとなると最初から申請していない方も多くおられるので、それは市では把握できない。

佐々木委員 国の2次補正の追加支援だと、児童扶養手当受給世帯に併せて、公的年金をもらっている世帯、今回のコロナで児童扶養手当が受給できる水準まで下がった世帯など、幅を広げられている。同様の措置を先行して松山市などやっている。
今回の趣旨は、全てのひとり親という表現がないので、どこまで広げてほしいのかは把握しにくいですが、市にも同じような要望がされているということだが、市の内容の把握と対応をどう考えているか。

子育て支援課長

陳情の趣旨だが、コロナ感染症の市独自支援策として、ひとり親家庭に給付した特別支援給付金を、市民が等しく影響を受けているという観点に立ち所得制限を設けることなく、ひとり親家庭に対して等しく給付するよう要望されたものと捉えている。国からのひとり親家庭に支給される給付金が当初なかったため、市の独自支援策を検討する中で、児童扶養手当の受給者は法で定められた額により所得が低い方ということで、コロナの拡大によって経済的な影響を受けやすく生活が困窮しているということ、また今回はスピーディな対応が必要ということで、振込口座を把握している受給者に対して申請手続き不要で10万円を6月10日に支給した。

国からの臨時特別給付金が支給されるということは、市の独自支援策が決まってから通知が届いた。先ほど言われた国の制度は、市と同じように児童扶養手当の受給者に対して1世帯5万円と第2子以降3万円の加算という部分と、公的年金等を受給している方、家計が急変して水準が受給者と同じくらいに下がった方が今回対象になっている。

市の施策、他市の独自支援策等いろいろ調べてみたが、所得は一昨年のものを参考にしている。それが判定基準としてどうなのかという意見はいただき、それについては確かにそうだと感じている。家計の急変により所得が限度額以下に下がった方については、今回国の支給対象になった。陳情にあったように、所得が高いことで手当を受給していない方は、給食費等の学校にかかる費用の免除や、公営住宅の申請ができない場合がある等、ひとり親家庭としての支援が受けられない制度が多いのも実情としてある。そして、一人で日々子育てをされている大変さは同じであることも十分理解している。

陳情では、所得限度額を超えているひとり親の方に市独自で等しく10万円を支給することを要望されているが、今回の支援はコロナでの影響を受けていることを考慮した上で国の支援策でカバーできない部分について、市としてできることを現在協議している。

佐々木委員

かなり深い検討をされているようだ。なるべく広く対象にしたい気持ちをお持ちだと思う。児童扶養手当をぎりぎり受けている方と受けていない方が10万円違う、この差は大きいと思う。申請式でするしかないかと思うが、全員に10万円という要望としてはあるのだろうか、少なくとも今回の問題で大変苦勞している方を広く救えるような対応にしていただければと思う。

子育て支援課長

もし全ての方にするのであれば、申請式でやることは可能か。

申請をいただかないとこちらではわからないので、所定の様式を出していただき、把握する。国の給付金も児童扶養手当を受給している方には、基本給付ということで一律に8月に給付することになっている。それ以外の方は市も把握できておらず、申請手続きが必要である。

澁谷委員

基本的には漏れがないようにより多くの市民の皆さんを救済するというのが筋だと思う。今回5億7400万円が浜田市独自の支援策として検討される中、なぜこの部門で児童扶養手当受給者に限定したのか。こういう手段を取られた理由をご説明いただきたい。

子育て支援課長

最初の独自支援策ということか。先ほどと同じになるが、他市の事例も調べたが、判定基準が所得限度額を超えていない方という判断になっていた。少しでも早く給付する必要がある、より経済的に影響を受けて生活が困窮しているという判断で、第一弾は受給者を対象とした。

澁谷委員

捉えやすさとスピード感ということだろうが、国は年収が多い人へも10万円配った。微妙なところの判断で漏れが出てくるのは非常にまずい。何かで線を引かなくてはだが、そういう考えばかり過信すると、こういうことになりやすい。浜田市が65歳以上の方にマスクを5枚ずつ配ったのは、漏れがなく非常に的確な支援になった。スピード感もだが、網の目を狭くして、漏れのないように今後検討いただきたい。

次に違う分野から陳情が出るかもしれないが、今は全てに答えなければいけないような経済危機の状況である。そういうことが想定できる場合は、十分に担当課で検討いただきたい。今後も可能性があるのをお願いします。

田畑委員

新型コロナウイルスによって、非常に困っておられるひとり親の方を対象にこのようなことをするのは良いことだと思うが、ひとり親家庭の方がどのように困っているのか見通しが全然立っていないと感じる。所得制限、年収100万円の人、500万円の人、700万円の人と同じレベルですというのは平等であっても公平ではない。公平というなら所得に応じて物事をする。線引きは難しいが、一定のボーダーラインを設けて支払う。コロナによってどの程度所得が下がるか、時がたたないとわからないが、すぐ結論が出せる問題でもない。出すなら広く、多くの方に払ってあげたいが、コロナによってどれだけひとり親家庭の方が苦しんだか、何か物差しがないと難しい気がする。

子育て支援課長

コロナの影響となると、申請された方の申し出や聞き取りで判断することになるかと思う。今後の市の独自支援策がどうなるかも今ははっきり言えない。実施する場合には、申請手続なども要綱を整備してからになるのでその中で詳しく決めていく。今調べた中で、独自支援策で所得限度額を超えている方に出している自治体はなく、国でもそこは対象外となっている。先ほどの松山市は障害年金等を受けていることで児童扶養手当を受給していない方を対象にする。浜田市がこれからしようとしていることは、国の支援でカバーできない部分を検討している。

田畑委員

制限を設けてできるだけ早く支払ってあげるとか、国がしているからではなく、浜田市独自でボーダーを引かないと。何をやっても

いろいろな弊害は出るが、できるだけ早く対応するには制限は必要だと思う。

ひとり親家庭、いわゆるシングルマザーの方々が全国に約550万人おられるが、年収ベースとなると、とても生活できるレベルではない。そういう方々にはできるだけ早く対応するのが行政や議会の役目だと思う。

村武副委員長

浜田市のひとり親家庭へのスピーディな支援はもっともだと思う。今回、当委員会の所管事務調査における新型コロナウイルス関連で市民から寄せられている声の中に、ひとり親家庭への特別支援給付金に関するもの、児童扶養手当は受給していないがかなり苦しいという意見がある。いつ出た意見かはわからないが、初めのひとり親への支援策を検討する際に、こういったことを協議されたのか。

子育て支援課長

受給していない方からの声は、市独自策が公表された後でいただいた意見である。市が独自で決めた際は、他市の状況等も見て申請手続不要でできるということで判断している。

村武副委員長

私もひとり親の方から色々意見をうかがった。児童扶養手当は受給していないが、申請をしておられたら、かなり細かいヒアリングがあるのだろうが、その中で苦しんでいる方もおられるのではということとは推測されるのではないかと思う。対策を協議する上で、全く考えられていなかったのが非常に残念に感じる。先日、市長への陳情もされたが、それを受けて協議されているとうかがったので、ひとり親家庭が把握できないのであれば、申請をいただければ支給できると思うので、そここのところをしっかりと協議していただきたい。

小川委員

国も自治体もある程度の基準を設けざるを得ないのは分かる。当初国が制度を発表するまでも市が独自でされたのはスピーディな対応で評価している。その時の基準は児童扶養手当受給対象者ということで、スピード感を重視すれば仕方なかった部分もあると思う。その後このような陳情を出されたという意味では、この制度自体もスピード感では評価されるものの、少し不公平感があるのではないかということでは言われているような気がする。児童扶養手当を一つの基準にすることは、今のひとり親家庭の方のコロナの影響を実際に掴んで、そこから発する政策ではなく、たぶんこういった人たちはひとり親の中でも特に困窮度が高いだろうという判断の一つの基準としてやったと思うが、もう少し実態を見た時に、少し他の困窮度合やコロナの影響によって生活が苦しい状態に置かれているということを見る指標はないのか。各自治体が独自の政策を打ちながら何とか国の制度で救い切れないところに手を差し伸べようというのは評価できるが、他に指標が考えられないものか。ひとり親家庭の実態を掴みにくいのはあるが、努力は何らかの形でしながらその要望に応えるような政策を打っていく。一番身近な自治体にそれができなかつたら、国ではなかなか難しいと思う。把握の仕方は個人

- 子育て支援課長 情報等あり難しいかと思うが、そこをきちんと掴んだ上で、そこに届くような施策が重要だと思うが、考え方について聞きたい。
- 小川委員 当初の独自支援策を考えた時に、コロナの影響で経済状況が悪化したことをこちらが把握するには、やはり申請手続が必要であるし、経済状況が変わった何らかのものを出していただく。要綱も整理した上で書類等も用意して申請してもらわないといけないので、かなり時間を要するため、第一弾の対象者は限定させていただいた。
- 子育て支援課長 今後については、どのように困っているかの聞き取りは必要だが、具体的には決まってない。申請手続が必要になると思う。
- 小川委員 ひとり親家庭と条件を付けたときに、いろいろな所得の方が申請されるだろう。申請される方に所得を問うこともあろうが、前年や前々年の所得が一つの基準になり、それ以上の人は今回は適用にならないとか基準をいずれ設けなければならないだろう。それだけなのか、例えば働いている方の収入の減少の度合いだとか、そういったことが基準になるのか。
- 子育て支援課長 国の制度では、所得については任意の1カ月分の収入を出していただいて一番下がっている月の明細などで経済状況を確認することが1つ。また、扶養義務者の数については、通常の手当だと一昨年のものであるが、申請時点の状況で判定することになっている。扶養親族の人数も申請時点、現在の状況で確認する。市が追加ですとすれば、一昨年のもを参考にするのではなく、現在の状況で確認する必要があると思っている。
- 小川委員 今の段階でも検討されているとのことだが、次の9月定例会議に何らかの形で出るかもしれない。見通しはあるか。まだその段階には至っていないか。
- 健康福祉部長 5月の時のひとり親への制度から説明させてもらおうと、5月のコロナで緊迫している時に申請をもらうのはなかなか難しい。年金をもらっている方、所得の下がった方など私たちもいろいろ検討したが、緊急になると、今申請の必要がなく支給しておられる方ということで最短を考え5月の臨時会議で出させてもらった。国がまた後から出てきて、今回は児童扶養手当が支給できるところまで所得が下がった方も、遺族年金等ももらっている方も所得に応じて支給することになった。陳情を受け、それ以外の方もいろいろ苦労があるということも今回わかった。どこまでというのは今お答えできない。全員へは難しいかもしれないが、コロナで皆さん何らかの影響を受けているので、それらも含めて、ひとり親の把握ができないところもあるので申請をもらい、事情も聞いて新しい制度で対応したい。
- 柳楽委員長 他にあるか。

(「なし」という声あり)

5 執行部報告事項

(1) 令和3年度国県重点要望事項について

柳楽委員長	初日の委員会で確認したとおり、執行部からの説明は補足説明のみとさせていただきます。
健康福祉部長	執行部から補足説明はあるか。 例年県知事に要望するが、今回5月に文書で要望したものである。健康福祉部は医療従事者確保対策について、従前に引き続き要望しているが追加がある。医療センターの附属看護学校の運営継続が危惧されていることを追加している。この要望に対し県からは、施策の成果として県西部で勤務医師の増加等言われ、取り組みを進めるとあった。また医師確保計画に基づき医師偏在にも取り組むとなっている。一方で、看護学校の人材育成に関しては、母体である医療センターをどのように支えていくかについて地元自治体と協議したいという回答を得ている。
柳楽委員長	委員から質疑はあるか。 (「なし」という声あり)

(2) 浜田市高齢者福祉計画・浜田市障がい福祉計画・浜田市障がい児福祉計画の見直しについて

柳楽委員長	執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり) 委員から質疑はあるか。 (「なし」という声あり)
-------	-------------------------------------------------------------------

(3) がん検診の現状について

柳楽委員長	執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり)
澁谷委員	委員から質疑はあるか。 受診率アップについて今年度は新たな取り組みが計画されているか。
健康医療対策課副参事	数字を見ると受診率アップにはつながっていないが、細かく見ると胃がん検診が平成30年度から個人通知や未受診者通知を始め、若い世代の受診数は増えている。今年度は未受診者通知に力を入れる予定だったが、コロナの影響で5月、6月の集団検診を休んだ関係で、どこまでできるかといった状況。
澁谷委員	浜田市が無料でがん検診をしているのに、受診率がアップしない。抜本的改革になっていない。山形県酒田市では、申込みを各自がすることで自分で年間での受診計画を立てる。それは少し効果があるということで、資料を渡している。予算もかかるし簡単にはできない。しかし抜本的に受診率を上げないとならないのが浜田市の喫緊の課題である。医療費、保険料が高いから。何ら有効なアクションを起こしていないのは怠慢ではないか。
健康医療対策課副参事	昨年度、酒田市の資料をいただき検討した。今年度の実施には間に合わなかったが、来年度に向けて、まずは全員に受診の通知がで

澁谷委員

きないか検討中である。個別通知が届くと受診率がアップするのは先ほどの胃がん検診のとおりなので、個別通知の対象者にできないか検討している。

健康福祉部長

酒田市のやり方が全てではないし、健康長寿に向けて浜田市がきちんと戦略を立てて取り組まればそれでよい。結果的に健康寿命や平均寿命が出雲地区に比べ1歳短い。今やっているウォーキングは評価するが、受診が無料ながら受診率が上がらないのは抜本的な問題がある。各町内の総会の案内する等、何かアクションを起こさないと、毎年同じような報告を受けるのみである。30%とか40%に上げていかないとではないか。部長はどう考えているのか。部長にもマネジメントしてもらいたいのだが。

村武副委員長

平成27年度からは全市民に対するがん検診として、受診率の書き方が変わっている。職域、働いておられる方も対象になる。今後は職場に向けて、集団検診という形で是非取り組んでいただきたい。何件かは取り組んでいただいているが受診率が伸びてないのは確か。個人に通知を出し、希望者には受診日を決めて通知するのも良いかと思っている。今年度はできてないが、次年度に向けて取り組みたい。

健康医療対策課副参事

この数字を見ると、どんどん少なくなっていて残念に感じる。おそらく担当課は一生懸命知恵を出しておられるとは思いますが、結果がこうなっている。市民の意識がどうやったら向上するかは考えておられると思うが、来年から公民館のコミュニティセンター化に向けてまちづくりも強化されるので、そこに福祉も入れて進めるといった考えはあるか。

村武副委員長

がん検診が無料なのを知っているかをいろいろな場で聞くと、まだ知らない人もいる。行けるところには行って、周知に努めていきたい。個別通知がとても有効な方法ではあるが、全員に毎年送るのは難しいので、どの年代に送るのが良いか研究している。がん検診で健康増進計画の中で目標を立てているのが、75歳未満の年齢調整死亡率。男性は順調に下がっているが、女性の下がり具合が悪いので、女性をターゲットにするなど効果的に検診がお知らせできるよう、いろいろなところに働きかけたい。

柳楽委員長

公民館で勉強会をされているところもあるが、もう少し力を入れて、なぜがん検診を受けないといけないのかというところを市民に理解をしていただけるようにしてもらいたい。

新聞に県内のがん検診の情報が出る。タイミングが悪いのか浜田市は無料で実施していて県内でも頑張っているのに寂しい感じで、もう少しメディアなどにもアプローチするとかお願いします。

他にあるか。

(「なし」という声あり)

休憩を取る。再開を11時20分とする。

[11時08分 休憩]

[11時19分 再開]

柳楽委員長	委員会を再開する。放課後児童クラブの件に関して補足説明がある。子育て支援課長。
子育て支援課長	支援員の数について、子どもの定員というのは、あくまで入会できる児童数の目安となっている。支援員の数や委託料については、実際の入会児童数をもって算出する。支援員の数を増やすことはあるが、途中で減らすことはない。現在は80人という目安なので支援員5人で始める予定である。 委託料については、内容は人件費、施設維持管理費、修繕費、光熱水費等の積み上げで、今回のふたば学級への委託料は半年で約700万円を計上している。 保護者への説明会は、昨年8月29日に1回開催している。今年度はこれから、なるべく早く実施したい。 支援員の研修について、誠和会の現在の職員の中でもすでに数名の方に受講していただいている。
柳楽委員長	今の説明について何かあるか。 (「なし」という声あり)

(4) 令和2年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について

柳楽委員長	執行部から補足説明はあるか。
保険年金課長	(以下、資料をもとに説明)
柳楽委員長	委員から質疑はあるか。
澁谷委員	これまで減免は前年の所得に対し、急激な失業などへの対応だと記憶しているが、今回は新型コロナウイルスの関係で対応してもらっている。減免の幅は何割減とか収入とかもう少し詳しく知りたい。
保険年金課長	今回の新型コロナウイルスの関係での減収による減免は、対象は1点目に感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合、2点目として主たる生計維持者が事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の4つのうちのどれかが30%以上減少見込みであれば減免対象となる。減免範囲だが、もともとの保険料があるが、4つのどれかが、例えばどれも4分の1ずつ収入があったとして、そのうち1つが3割減った場合は、もともとの保険料の4分の1が保険料の減免の対象になる。その減免対象の保険料がある方の前年の所得が300万円以下の場合、全額減免となる。その場合、元の保険料の4分の1が全額減免になるので4分の3の保険料をいただく。所得が1つなら全額減免となる。所得の状況によって減免の割合が変わってくる。
澁谷委員	所得が減少する方に対してかなりの減免になる場合も考えられると思うが、反応はいかがか。相談に来られて納得されるのか。
保険年金課長	収入が減って保険料の支払いが難しい方に、コロナの影響なのか

	その他の事なのかといったところの状況を伺って減免の案内をする。ある程度納得していただいていると感じる。
沖田委員	減免制度の話だが、4つの収入に関して、事業収入の落ち込みは何を持って証明するのか。
保険年金課長	申請には帳簿や給与明細書等の根拠資料を付けていただく。事業であれば去年の確定申告書の控えと、申請時点までの今年の状況、どれだけ去年から減っているかがわかる資料を持ってきていただき、それをもとに1年間の所得を見込み、3割以上の減収になっているか判断する。
沖田委員	セーフティネットとかコロナ融資も、落ち込みが続くと見立てて算出する形なのだが、そういった算出を国保も採用されるのか。
保険年金課長	聞き取りをし、回復の見込みがないようなら現状の減収が1年間続くものと見込んで算定する。
沖田委員	その周知はされているか。
保険年金課長	新型コロナウイルス感染症の影響による減免については、6月12日に送付した保険料の案内のチラシで、減免制度があるのでご相談くださいとしている。全てをチラシではお知らせできないので、該当になる方はお知らせいただくよう周知している。
柳楽委員長	他にあるか。 (「なし」という声あり)

(5) (仮称) 島根風力発電事業の風車配置の見直しについて

柳楽委員長 環境課長	執行部から補足説明はあるか。 資料が見にくいようだったので別途拡大したものを参考にさせていただきたい。
柳楽委員長 岡本委員	委員から質疑はあるか。 以前の風力発電の企業は、出資者を募って数十万円の金額で立ち上がっていると聞いた。このたびの日本風力エネルギー株式会社は、その会社とは違うのか。
環境課長 岡本委員 環境課長	同じ会社だが、資本金を増やしておられる。 この会社、もしくはこの出資者は、どんな企業なのか。 日本風力エネルギー株式会社は、親会社がヴィーナ・エナジーという外資系会社となる。その会社の日本法人。風車の系列について担っている。
岡本委員	外資系企業について非常に危惧している。このように出されて、風力発電に対する基準はないのか。
環境課長	申請については経済産業省で受付されるので、市としては環境アセスメントで定められた各段階に応じて、市長の意見を提出するにとどまっている。
岡本委員	いろいろなところに配慮しなければならないのでこの状態になっているのだろう。こういう計画をされる際に、将来これがだめになった時に誰が責任をもって撤去するのか。市や国が受ける側に立つ

- た時に、将来については問わないのか。
- 環境課長 計画段階で出す市長の意見や、業者に対して直接問いかけたりして、廃止後についてもお願いするようにしている。
- 岡本委員 お願いのレベルではないと思う。この山は買うのか、借りるのか。
- 環境課長 予定地の購入等について、市では情報を持ち合わせていない。
- 岡本委員 今後、これをどうされるかについて地元説明や、所有者がどういう考えかということについては情報をいただけないか。私は基本的には反対である。何でも良いとはいかない。
- 佐々木委員 新旧対照表も含め見直しの示しがあった。何点か、前回と違っている。前回資本金10万円が今回約1億5千万円となっている。どんな方が出資されたのか。何か情報があれば教えてほしい。
- 環境課長 親会社がヴィーナ・エナジーで、配下に日本再生可能エネルギー株式会社、日本風力エネルギー株式会社、NRE オペレーションズ株式会社という、太陽光やメンテナンス会社なども抱えている。その事業の収益の中から出資金を増やされたと聞いている。
- 佐々木委員 関係する事業者から出資を受けたということだろう。規模も、高さが前回から更にアップして182メートルとなっている。この規模については、認可のもとでされているのだろうが、更に巨大になったので自然を含めいろんなところに影響が出やすいと思う。もし懸念があればお願いする。
- 環境課長 今回の計画変更では高さもかなり高い。事業者に聞いたところ、高い方が上空のより強い風を捉えられるためと言われた。現在環境調査をしているので、調査を進められるものと思われる。今後地元で説明される中では、フォトモンタージュも作って、地元で説明するとうかがっている。
- 佐々木委員 地元は今回長見町として案をまとめられたようだが、長見町の少し奥まった場所になったのか、前回とは少しずれているか。
- 環境課長 前回、弥栄にもかかっていたが長見町に集約され、配置図で見てもらうと、なるべく周布川に水が流れないように、浜田川寄りに少し位置をずらしたと聞いている。
- 佐々木委員 周布川への心配の声もあったので、それは少し反映されたように思うが、規模が大きいので少々ずらしてもどうかなという気がする。まだ準備書という段階ではないのか。
- 環境課長 まだ環境影響調査が終わってないので、準備書の段階には至っていない。今回は配置計画の見直しをされたことが説明されると聞いている。
- 佐々木委員 対象地域から反対のお願いが複数出ている。長見町についても反対の要望が出ていたか。
- 環境課長 長見町からは今のところ出されていない。今出ているのは美川連合自治会、内村町松羽自治会、内村町一の瀬町内会、弥栄町の風力反対の期成同盟会などから要望書が出されている。
- 佐々木委員 出されていない長見町に集中した感じがする。要望を出され

- た地域には多少配慮がなされていると感じているか。
- 環境課長 事業の対象となる区域も配慮して、今回の計画変更となったと考えている。
- 佐々木委員 一番気になるのは、巨大なものがさらに巨大化したこと。外資系であるがゆえに、不具合が出た時の対応はどうかという不安があるだろう。これは執行部に言っても難しいだろうが、この施設の影響をさらに心配する。何か見解はあるか。
- 環境課長 計画変更から後に、長見町から新しい動きがあるような情報は入っていない。今後はこのあたりの情報収集に努めていきたい。
- 小川委員 地域住民や浜田市環境審議会などの意見をもとに再検討されたところがあるが、反対意見を出された地域は計画から外れて、地域の声が反映されたように見える。浜田市環境審議会はどのくらい関与されたのか。あまり影響がないと判断されたのか。それとも会社から説明を受けただけなのか。
- 環境課長 浜田市環境審議会の関わりだが、改めてこの計画変更については、審議会への説明はまだ行われていない。審議会の役割としては、方法書や配慮書の段階で市長の意見を県へ提出するよう求められているので、その内容について検討していただく。
- 小川委員 今我々が見られるのは弥畝山にあるものだが、これが全高107メートルと言われている。新しいのは182メートルなので、羽の回る面積も計算すると弥畝山の10倍以上になる。騒音や低周波などいろいろな問題があるかと思う。長見町以外にも影響が広がる可能性はあるのか、今後の地元説明会の対象地域は示されているか。
- 環境課長 今回の計画の変更については、長見町、内村町、弥栄町、鍋石町には説明に行かれる。環境影響調査が終わってからのことはまだ聞いていない。
- 小川委員 弥栄町で心配されていたのは、既存の風力発電と反対側の長見町にできるということで両方から挟まれる状況が想定され、低周波や風切音とか含めて干渉し合い、中の弥栄町にも影響があるのではないかと。弥栄は対象地域から外れているが、担当課として注視するのか。
- 環境課長 市長の意見としてそういったことを述べることはできないが、引き続き訴えていく。
- 小川委員 水系について、できるだけ浜田川に流れるようにとのことだった。美川で反対されていたのは地下水の水脈との関係だったと思うが、計画を変更して、工事中の泥水が流れる方向とか、地下水への影響とか変わった部分はあるのか。
- 環境課長 工事中の泥水などは周布川にあまり行かないよう変更されたと感じるが、地下水脈までは現状ではわからない。
- 小川委員 機材の搬入経路が大幅に変わった理由は聞いているか。
- 環境課長 大きな理由はあまり聞いていないが、できるだけ広い道路を使いたいとのことのようだ。

小川委員
環境課長
小川委員
環境課長
小川委員
柳楽委員長

建設予定地に緑の線が引いてあるが、これは既存の道路か。確認はできていない。
また後日お聞かせいただきたい。設置箇所に向けて機材搬入や建設用道路は既存の道路か、それとも新たに整備するのか。
既存の林道等で使用できるものは使用されるが、新たな道が必要な場合は作られると思う。
現段階では会社から詳しい説明がないということを理解した。その他にあるか。

(「なし」という声あり)

(6) 令和2年度 個人市民税の当初賦課の状況について

(7) 令和元年度 市税徴収率について

柳楽委員長
税務課長
柳楽委員長
柳楽委員長
澁谷委員
税務課長
柳楽委員長

執行部から補足説明はあるか。
(以下、資料をもとに説明)
(6)について委員から質疑はあるか。
(「なし」という声あり)
(7)について委員から質疑はあるか。
徴収課が廃止になったので、徴収率が悪化するのだろうと思っていたのだが、どんどん良くなっているのはどういう努力があるのか。
調定額、収入済額、徴収率の推移などを考えるときに、滞納繰越が他市に比べて金額も件数も多かった。職員が頑張っても数字が改善しなかった。そこで現年の収入済額を上げることを第一の目標とし、次に滞納繰越分を減らさないと現年分に向かう職員の力が湧かないので、粛々と滞納処分や差し押さえ等を行うことと併せて、納税資力がない方について不納欠損処理を積極的に行った。調定額が増えているので収入済額が増えているように見えるが、実際には調定額に0.13%を掛けた969万2千円が上回った。同じように合計の0.09%を掛けると689万2千円で、国保料も併せて考えるとなかなか手放しでは喜べないが、なんとか確保できたと考える。
その他にあるか。

(「なし」という声あり)

(8) その他

(配布物)

・浜田市人口状況 (R2.2月末～4月末)

柳楽委員長

その他、執行部から何かあるか。
(「なし」という声あり)
委員から執行部に何かあるか。
(「なし」という声あり)
配布物は各自確認をお願いします。
ではここで、執行部からの報告事項7件について、全員協議会へ提出し説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認す

地域福祉課長 する。地域福祉課長。
 (5) (仮称) 島根風力発電事業の風車配置の見直しについてを説明
 させていただきたい。
 柳楽委員長 執行部の意向のとおりでよろしいか。
 (「はい」という声あり)

6 所管事務調査

(1) 新型コロナウイルス関連で市民から寄せられている声について

柳楽委員長 執行部から説明をお願いします。子育て支援課長。
 子育て支援課長 (以下、資料をもとに説明)
 柳楽委員長 委員から質疑はあるか。
 澁谷委員 要望に応じていただき感謝する。
 (「なし」という声あり)

(2) ごみ収集における新型コロナウイルス感染症対策について

(3) ごみの不法投棄の状況について

柳楽委員長 2件まとめて執行部から説明をお願いします。環境課長。
 環境課長 (以下、資料をもとに説明)
 柳楽委員長 (2)について委員から質疑はあるか。
 澁谷委員 ごみからの新型コロナウイルス感染事例が報道されたため気にな
 っていた。マスクなどは2重に袋に入れて捨ててもらおうよう対応す
 るとか話を聞く。捨て方の案内はしているとのことだが、委託業者
 から、市民の捨て方が徹底していないなどの声はないか。
 環境課長 収集業者からは特にそういった、コロナに感染するようなごみの
 捨て方について報告はない。市民も感染対策ということで、出し方
 も比較的守っていただいていると感じている。
 柳楽委員長 他にあるか。
 (「なし」という声あり)
 (3)について質疑はあるか。
 岡本委員 自動販売機を置いている事業所が、コロナウイルスの関係で箱を
 撤去したという例を何か所も見た。それにともなって、空き缶など
 の不法投棄が出ているように感じた。今後もしっかり見ていただき
 たい。併せて気にしているのは、監視カメラを設置しているところ
 が何か所かあるが、あれはダミーなのか本物なのか。
 環境課長 監視カメラについては市で設置しているものはないので把握でき
 ない。
 岡本委員 ダミーではなく、正規のカメラが必要だと思う。きちんと監視さ
 れていれば不法投棄はなくなるだろう。
 沖田委員 コンビニの経営者からよく相談を受けるが、家庭ごみ、酒瓶等を
 深夜に常習的に持ってこられる。これは不法投棄のくくりにならな
 いかもしれないが、市としてもコンビニや自動販売機などにも注意
 するようなことをしてもらいたい。

環境課長

コンビニに家庭ごみを持ち込まれるということは、分別変更した際にも増えた。その時に各スーパーやコンビニに、これは不法投棄にもなるので、ごみ箱に貼って注意を促すシールを配布して対策をお願いした経緯がある。なくならない状況があるので、継続して対応したい。

柳楽委員長

他にあるか。

(「なし」という声あり)

ここで執行部は退席されて構わない。

《 執行部退席 》

柳楽委員長

本日の議案について採決を行う前に討論議題があれば、自由討議を行いたい、いかがか。

(「なし」という声あり)

では、執行部提出の議案3件について採決を行う。

柳楽委員長

○「議案第46号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第47号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第49号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、陳情についての採決を行う。

○「陳情第152号 新型コロナウイルス感染症関連の支援制度について対象者に等しく給付されるよう要望する陳情について」

委員からご意見をうかがう。

田畑委員

所得制限を設けなくて支給することを要望する意味合いだと思う

が、所得によって支給する額を定めるべきだと思う。一定の所得がある人については給付額の2分の1にするとかいった工夫は必要で、なんでも一律にというのは公平さに反する。

岡本委員
澁谷委員

私も反対である。やはり一定のものを設けるべきだと思う。

私は賛成したい。対象者も34人と少ないし、無理に分断する必要はない。救済措置は広めにするべき。

村武副委員長

澁谷委員と同意見である。対象外の方もかなり困窮している方がいるのでそこを救済していただきたい。

沖田委員
佐々木委員

賛成したい。

児童扶養手当をもらっていない34人というのが、どういう人かよくわからなかった。それ以外にもたくさんひとり親はいるかもしれない、その全員に給付するかも疑問である。この陳情を見ると、全てのひとり親家庭に対し、格差が生じることがないようにとは書いてない。ひとり親に対しても格差が生じることがないように。この格差の捉え方だが、収入が多い人にも平等にやるのが公正公平ではなく、それが逆に格差になることにも当てはまる。国が2次補正で示した対象も含めて、申請で一定の基準、ぎりぎりのところで児童扶養手当が受給できないところで、把握は難しいかもしれないが、そういった人を対象にというのがこの陳情に対しては採択に当たると思う。この文章からするとそう捉えられても不思議ではないと思う。迷うのが、採択にすると全ての親と見られても困るので、一部採択というか、もう少し市の門戸を広げて対象にすべきだという意味にも取れるので、一部採択と申し上げたい。

小川委員

私はこの陳情に対しては賛成である。特別定額給付金も当初は困窮されている方に30万円とされていたが、それも一律10万円に変わった経緯がある。当初のスピーディに対応された市独自事業は評価しているが、運用される中でこういった陳情が出たという意味では、不公平感も顕在化したと言える。こういった声が出ていることからすると、今回のコロナは収入が多い人にも少ない人にも等しくとは言わないが、かなり広範に影響が出ていることは事実で、所得制限によって数万円の差で受給できる人とできない人が出てくる。執行部も申請に基づいてと言われていたが、前向きに検討していただきたいながら、浜田市に住むひとり親家庭への支援策という意味で検討していただきたい。

柳楽委員長

一部採択という意見が出たのだが、一部採択に賛成の方の挙手を求める。

(賛成者挙手)

挙手少数である。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。

本陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求める。

[賛成者 挙手]

賛成多数で採択と決した。
以上で、福祉環境委員会に付託されました案件の審査は終了する。

7 その他

柳楽委員長

その他、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

今後視察についてどのような考えで進めればよいか。
実施する方向で考える。

田畑委員

柳楽委員長

幹事に考えていただくということで、皆は良いか。

(「はい」という声あり)

田畑委員

柳楽委員長

8月は厳しいだろうから、10月を目途に考えたい。

10月目途に考えていただきたい。

それから、子育て関連についてだが、子育て支援施設への視察は調整中である。個人、団体、グループとの意見交換も調整中である。

以上で福祉環境委員会を終了する。

(閉 議 12時28分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ㊞